

128 ^(二六七九) 延宝六年十月 阿多野新田年貢割付状

午年御願領阿多野新田御物成可納割付之事

一反別式拾五町八反三畝式歩

内

田畑拾六町六畝式拾壹歩 亥年分

此分

田方拾五町壹反拾四歩

内式町歩 午檢見引

残拾三町壹反拾四歩

取米拾三石壹斗五合 反二壹斗取

畑方九反六畝七歩

取永四百八拾壹文 反五拾文取

畑方九町七反六畝拾壹歩 丑年分

取永四貫八百八拾貳文 反五拾文取

米ノ拾三石壹斗五合

永ノ五貫三百六拾三文

内

田畑拾六町六畝式拾壹歩 亥年分

此わけ

田方 拾五町壹反拾四歩

内

一壹町五反壹畝歩 新田拾分一二被下

一七町歩 未年檢見引

残六町五反九畝拾四歩

取米三石貳斗九升七合 反五升取

畑方九反六畝七歩

内九畝拾九歩 新田拾分一二被下

残八反六畝拾八歩

取永四百三拾三文 反五十文取

畑方九町六反六畝拾壹歩 丑年分

取永四貫八百八拾貳文 反五十文取

米ノ三石貳斗九升七合

永ノ五貫三百拾五文

右之通霜月廿日以前に急度皆済可仕者也

右之通霜月廿日以前に急度皆済可仕者也

延宝六年

十月日

小山源兵衛[㊤]

柳吉左衛門[㊤]

石田庄兵衛[㊤]

右之村 名主百姓中

(阿多野 喜多淳隆氏藏)

〔解説〕 この年はじめて田方に対し年貢がかけられた。寛文八年の約定の通り檢地後七年を経過している。ただし、田方一五町一反一四歩のうち二町歩については「午檢見引」とあり、引高としてこの年の年貢は課せられていない。田方年貢は米納であり、年貢免率は反あたり一斗という低いものであった。

129 ^(二六七九) 延宝七年十月 阿多野新田年貢割付状

未年御願領阿多野新田御物成可納割付之事

一反別式拾五町八反三畝式歩

延宝七年

十月日

小山源兵衛[㊤]

柳吉左衛門[㊤]

石田庄兵衛[㊤]

右之村名主百姓中

(阿多野 喜多淳隆氏藏)

〔解説〕 寛文八年の取りきめによれば、開発地の一〇分の一が開発者の取分とされているが、延宝六年までの年貢割付状にはそのことの記載はなく、この年はじめて一〇分の一年貢免除が明記されるのである。ただし、これらは寛文十二年檢地帳に登録された田畑が対象とされている。延宝元年の「丑ノ年分」について適用されるのは天和三年からである。

130 延宝八年正月 阿多野新田普請金銀入用目録

(表紙)

御厨阿多野新田普請金銀入用目録

(横長)

- 一 申ノ十二月朔日迄西ノ八月迄
金五拾四両三分ト錢五百拾八文
- 是ハ所々ノ小普請人足之払
- 一 申ノ十二月十九日迄西ノ十二月迄
金四拾六両ト錢七拾四文
- 是ハ万事小遣入用之払
- 一 西ノ年々西ノ年迄
金百八拾四両三分ト錢拾七文
- 是ハ穴検地勘定之代金払
- 一 西ノ八月迄同十二月迄
金五拾五両二分ト錢四百四拾七文
- 是ハ所々普請人足之払
- 一 戌ノ正月迄生候
金百貳拾八両二分ト錢百拾九文
- 是ハ大々切普請人足之払
- 一 西ノ十二月廿二日迄
金拾七両ト錢五拾七文
- 是ハめたきノむかい堀りわり人足之払

内金八両二分ト五百文 小田原鍛冶利足ニ払

同金同ハ古沢鍛冶ニ払

- 右之通り勘定払帳面ニ有
- 一 戌ノ年々切
金四拾九両

是ハ茅井ニ材木之払帳面ニ有

- 一 西ノ年々
金三拾七両三分錢六百五拾文

此払外ニ帳面ニ有

- 一 享和五年御所々々普請
金三百五拾五両三分ト錢貳貳貳百文

右是ハ 一 黒岩大破損穴ほりかへ、同所々ノ屋らい杭

留板、其外日用万事

一 道口洗わく悪水穴井水口穴ノ上山切わり、

同ぬの引たきノ上あなほり質、其外毎年所

々之破損修繕、日用諸事入め并下用水栖沢

迄八郎左衛門ほり申候勘定共ニ

右之通り六ヶ年之払帳面ニ銘々有

- 一 金拾両五分ト錢壹百三百六拾文

是ハ樋ノ入め

内金六両ト八百文板木ノ代

- 一 戌ノ年々切之節
金拾六両ト錢壹百三百三拾八文

是ハ小田原人足貳貳人組 老組

同所々人足四人組 老組

栖沢人足三人組 老組

右之通り勘定払帳面ニ有

- 一 戌ノ正月迄同十月廿一日迄
金貳拾八両ト錢七拾五文

是ハ台所入め其外之小遣帳面三札ニ有

- 一 申ノ十二月五日迄西ノ八月迄
金拾五両五分錢六百六拾四文

是ハ鍛冶留兵衛勘定ニ払

- 一 申ノ年々西ノ春迄
金四両五分ト錢四百八拾五文

是ハ茅当座買ニいたし代金払

所々ノ小遣茅ニいたし候

- 一 西ノ十月廿二日迄同十二月三日迄
金拾五両二分ト錢六百廿三文

内金拾貳両三分ト五百廿三文ハ

はらノ堀りわり人足之払

同金貳両三分ト百文 鍛冶小細工払

右之通り勘定払帳面ニ有

- 一 西ノ年々
金九両二分ト錢五百文

同金同三分ト三百六拾文木挽質

同金貳両二分ト貳百文大工手間質

右之外釘日用万事ノ払ハ入不申候

- 一 申ノ年々三分
金八拾貳両五分ト銀拾文

是ハ江戸ニ而買物ニ払申分也、但シ御厨帳面ニハ付

不申候、江戸帳面之分也、此内金山者三人用水ほり

刻、又大工三十郎作料共

- 一 享和五年御所々々普請
金拾五両余

是ハ四ヶ年之間所々修繕ノ切、土手浦築諸事入目

拾八口ノ

金高十百貳拾六両五分

錢四百五拾文

右は未ノ年迄之新田普請方入用金相改如此ニ候

延宝八年

申ノ正月十一日

池谷市左衛門印

金来 喜多普左衛門印

右之金子は尤普左衛門方々不残出シ置申候、以上

(阿多野 喜多淳隆氏蔵)

「解説」この普請金銀入用目録には、阿多野新田の開発に要した費用の概略が書かれてある。寛文八年から延宝七年までの二年間にかかった費用の総額は、一一二六両余であり、このうちはじめの三年間に七五〇両ほどが支出されていたことがわかる。これらがすべて「金本」たる善左衛門の出資であることも明記されている。

131 (二六八六) 貞享三年十二月 阿多野新田長右衛門より田地売渡

証文

田地相渡シ申手形之事

一金拾毫両三分は 江戸小判也

此為質物、上ノ阿多野新田ニ而壹町六畝拾貳歩之所
此分ケ

一 壹反三畝歩 吉久保村 彦十郎 作り
一 壹反七畝歩 同 所 勘右衛門 作り
一 三反貳畝歩 朝頭村 惣右衛門 作り

一 壹反拾貳歩 大畑村 加兵衛 作り
一 貳反壹畝歩 菅沼村 平左衛門 作り
一 壹反三畝歩 同 人 作り

メ壹町六畝拾貳歩

右之田地金子有合ニ売渡シ申所実正也、御年貢御役等ハ我等仕定ニ御座候、右借用申金子利足ニ作らせ申候、於此田地ニ何方々もかまい無御座候、右本金拾毫両三分返進申候ハ、いか様之新御法度御座候共、田地無相違御返シ可被成候、為後日之手形仍如件

貞享三年 寅ノ十二月 廿六日

阿多野新田

主 長右衛門 ㊦

証人 庄左衛門 ㊦

同 忠右衛門 ㊦

伊左衛門殿

(阿多野 喜多淳隆氏蔵)

「解説」阿多野新田地主の長右衛門が、所持地のうち一町六畝余を金一一両三分で菅沼村伊左衛門に売渡した際の証文。ただし、年貢御役は長右衛門方で負担すること、利子には小

作人たちの作徳をあてること、本金を支払えばいつでも田地を取戻せることなどの内容からみて、この田地は請戻し可能な質地であったことがわかる。

132 (二六九二) 元禄五年四月 阿多野新田長右衛門と市左衛門出入

につき申渡書

御厨之内阿多野新田長右衛門と市左衛門

出入ニ付申渡口上之覚

一 阿多野新田地主長右衛門訴状差上ケ候ニ付、名主市左衛門ニ返答書申付、先月廿三日双方召出シ逐吟味候所、阿多野新田取立候時分、長右衛門・市左衛門兩人支配之寄ニ、先代之証文長右衛門致所持、先代役人江商人之者共差上候証文此方江も相渡り有之候、然所ニ市左衛門連々百姓を副付、長右衛門を疎候様ニ仕掛ケ候由、訴状ニ有之、吟味之上市左衛門謀悪之心入令露顯、不届之事
一 前々年貢米長右衛門宅江附参、夫々竹下御蔵江附出

シ候ニ無紛候、然所ニ辰巳酉年、百姓共家々々直ニ附出シ候付、前々之定を遵直納仕候儀不届之由、長右衛門申之、元来小作百姓之儀ニ候間、田畑取上ケ、新田立退候様にと申候義、年来有付候百姓可追立と申候段、長右衛門我儀之申分ニ候、然共百姓共も市左衛門と一所ニ罷成、長右衛門を背候儀不届之事

一 市左衛門田畑七町作り取ニ仕候由、訴状ニ有之候、然共此田畑反別ニ掛リ候年貢米ハ長右衛門致上納候得ハ、作り取とハ不被申候、新田取立之時分、長右衛門親善左衛門と市左衛門相對ニ而為作置候と令察候、返答書ニ長右衛門ニ少も宥免請不申、結局長右衛門儀をめんど見候と書出シ候得共、善左衛門相對と申、七町之田畑内証ハ無年貢ニ而作り候得ハ、長右衛門恩不請候とハ被申聞敷候、其上長右衛門儀をめんど見候事、吟味之上一品も無之、市左衛門申分不立候事
一 貳拾壹年已前、善左衛門方々金子七拾六両市左衛門度々ニ致借用候手形、長右衛門致所持候、此金子ハ年久キ事ニ候得ハ、可取上様無之、其上長右衛門兄不染と

申者市左衛門ニ取らせ可申由、長右衛門と令相談之旨
ニ候、依之不遂吟味候事

一 六人之百姓追訴状差出シ遂吟味候所、新田可追立と長
右衛門申候を、迷惑之由申之、外之申分無之候ニ付、
強而不遂吟味候、自今已後長右衛門差図相背候ハ、
不届ニ可申付事

一 四人之百姓追訴状式通差出之候ニ付、遂吟味候得ハ、
前々々長右衛門支配を請候所無紛之由申ニ付、是又強
而不遂吟味候事

一 伊右衛門と申者、此度之出入、最初市左衛門と一所ニ
罷成候節、百姓共不残神水を呑候由申ニ付、段々遂吟
味候得ハ、神水ニ而ハ無之、酒を給候由申候、忽之虚
言不届ニ候、依之申掠之為過急、松苗三百本植可申候、
植候場所ハ重而可申付事

一 市左衛門儀段々謀悪之仕形不届至極ニ候、急度曲事ニ
可申付候得共令有免之、湯舟村江差遣候、自今已後阿
多野新田之儀少も構申間敷候、平次郎儀、市左衛門年
罷寄頑ニ候共、異見等も可仕義を、結句一所ニ罷成候

段不届ニ候、市左衛門同前ニ可申付候得共、此度ハ令
有免之、居家江召籠置候、門戸を結可罷有事

右之通段々吟味之上、百姓共仕形不届ニ候得共、有米候
通村ニ召置之候、長右衛門儀一分之勤不宜様ニ兼々相聞
候間、自今已後は氣を取直シ諸事可相嗜候、双方共ニ少
ニ而も我意之族於有之ハ、急度不届ニ可申付者也

元禄五年

梅原九郎左衛門^⑩

申四月二日

河村新助^⑩

郡八郎右衛門^⑩

阿多野新田 長右衛門

(阿多野 喜多連陸氏藏)

〔解説〕 阿多野新田開発の立役者であった長右衛門家と市左
衛門家両家の対立に、小作百姓たちも加わっての争論に対し、
ここにみるような藩の申渡しが行なわれた。市左衛門の七町
歩の田畑の年貢をめぐる争いや、長右衛門に対しての市左衛
門と長右衛門小作百姓たちとの共同抗争などの状況が浮か
びあがってくる。藩は、概ね長右衛門の言い分を認め、高齢の
市左衛門を湯船村に押す措置をとるが、長右衛門の日頃のや

り方も改めるべきだと述べている。

同 喜兵衛^⑩

庄左衛門^⑩

徳左衛門^⑩

忠右衛門^⑩

阿多野新田 喜多長右衛門殿

(阿多野 喜多連陸氏藏)

〔解説〕 菅沼村の岩田伊左衛門ら五人の者が、阿多野新田の
喜多長右衛門の田畑六町九反二一歩を代金二二七両三分で買
取った証文である。この時期の長右衛門家の経営がかなり逼
迫していたことが察せられる。なお、買取られた田畑につい
て、一〇年以内であれば借金を返済するたびにその分だけ請
戻することができるとなっている。

133 (二六九四)
元禄七年三月 菅沼村伊左衛門など五名、田畑買取
につき証文

買取申田畑之事

一 金子合式百拾七両三分也

此田畑六町九反拾壹歩 内田畑三町八反九拾壹歩
可付まこ意歩共

右之田畑買取代金相渡シ申所実正也、此方江請取置候証
文ニ、永代ニ田畑売渡シトハ御座候得共、当戌ノ年々未
ノ年迄拾年之内ハ、金子御調次第、御手前江ハ御勝手次
第、少ツ、成共御請返シ被成候筈、外ハ御売替被成候儀
ハ、少分之所ニ而も不罷成候筈ニ相定申候、依之別紙帳
面ニ田畑所書代金付ケ銘々ニ仕、互ニ取替シ置候、如此
相定置候上ハ、其節ニ至互ニ少も違乱申間敷候、為後日
証文如件

元禄七年

菅沼村

戌ノ三月十五日

岩田 伊左衛門^⑩

134

(二六九四)
元禄七年三月 菅沼村伊左衛門と田畑買取につき明

細書

(通紙)

元禄七年
田畑所書代金付帳
戌三月

(横紙)

永代田地請取申覚

一 田壹反八畝拾七步	菅沼村	伊左衛門作
此代金四兩貳分		
一 同壹反貳畝步	用沢村	六郎右衛門作
此代金三兩壹分		
一 同壹反七畝拾貳步	用沢村	九郎右衛門作
此代金四兩壹分		
一 同貳反步	吉久保村	勘右衛門作
此代金四兩貳分		
一 同壹反貳畝步	用沢村	奎右衛門作

此代金六兩		
一 同貳反八畝步	用沢村	半兵衛作
此代金七兩		
一 同五反步		太右衛門作
此代金三拾四兩		
一 同貳反八畝步		兵三郎作
此代金右之内也		
一 同壹反三畝步	打越田	
此代金七兩貳分		
田數合三町八反八畝拾壹步		
代金合		
一秋水 一畑五反步	下阿多野	
此代金九兩		
一秋水 一同貳反五畝步	天神前	
此代金四兩貳分		
一冬水 一同三反步	市道	
此代金拾壹兩		
一冬水 一同三反步	長右衛門殿屋敷之前	

此代金三兩		
一 同四反壹畝步	用沢村	庄右衛門作
此代金貳拾兩		
一 同壹反三畝步	用沢	佐右衛門作
此代金三兩		
一 同壹反三畝步	吉久保村	彦十郎作
此代金四兩		
一 田壹反七畝步	吉久保村	勘右衛門作
此代金七兩		
一 同三反貳畝步	棚頭村	惣右衛門作
此代金拾七兩		
一 同壹反拾貳步	大胡田村	加兵衛作
此代金五兩		
一 同貳反壹畝步	大わき村	平左衛門作
此代金八兩貳分		
一 同壹反三畝步		同人作
此代金六兩三分		
一 同貳反五畝步	用沢村	新右衛門作
此代金七兩		
一秋水 一同貳反步	大道端下	
此代金三兩		
一 畑貳反八畝步	穴口	
此代金四兩		
一秋水 一同壹反步	八ノ平	
此代金貳兩		
一冬水 一同貳反步	菅沼村	彦右衛門作
此代金七兩		
一冬水 一同貳反三畝步	丸山之内	
此代金四兩貳分		
一秋水 一同三反步	用沢村	八左衛門作
此代金八兩貳分		
一 同三反五畝步	用沢村	庄右衛門作
此代金拾貳兩		
内 壹反五畝冬水 畑數合三町壹畝步		
代金合		

二口合金式百拾七両三分

右之通請取申候、以上

元禄七年

菅沼村 岩田伊左衛門[㊟]

戌ノ三月

同 喜兵衛[㊟]

阿多野新田 喜多長右衛門殿

(阿多野 喜多淳隆氏藏)

〔解説〕前掲史料133に、「別紙帳面ニ田畑所書代金付ケ銘々ニ仕、互ニ取替シ置候」とあるが、その「別紙帳面」がこれである。相互に一冊ずつ保持するともあり、これはそのうちの伊左衛門らの側のものである。売買される田畑の明細とそれぞれの金額が記載されており、さきの133の証文と同時に作成されたものである。また、ここで買主として署名しているのは伊左衛門・喜兵衛の二人である。おそらくこの両名が代金の大半を負担したものと思われる。

135 (二六五四) 元禄七年十一月 阿多野新田年貢割付状

戌年御物成割付之事

永合三貫七百六拾五文

右之通名主惣百姓立合、高下無之致割符、霜月晦日限急度可令皆納者也

元禄七年

戌十一月三日

榎原九郎左衛門[㊟]

河村新助[㊟]

右村名主百姓中

(阿多野 喜多淳隆氏藏)

〔解説〕この年、阿多野新田の田畑ははじめて高付され、年貢割付状に記載された。この村高三八石八斗四升一合は以後変わることなく幕末まで続いていく。高付に際しては、開発請負人取分の一〇分の一は除かれ、残り二三町二反四畝二四歩に対し、田方石盛二斗、畑方石盛一斗として計算され高入されたものである。なお、この年小田原藩では、村々で正保検地以後開発された田畑や高外になっていた野畑などを高入することを行っており、阿多野新田の場合もこのような方針のもとで高付されたのである。

一高三拾六石八斗四升毫合 阿多野新田

元禄七戌年高付

反別式拾五町八反三畝式歩

此分ケ

田方拾五町毫反拾四歩

亥年分

内 老町五反毫畝歩

新田十分一二被下

六町五反歩

年々検見引

残七町九畝拾四歩

米貳石八斗三升八合

反四升取

畑方九反六畝七歩

亥年分

内九畝拾九歩

新田十分一二被下

残八反六畝拾八歩

永三百三拾八文

反三拾九文取

畑方九町七反六畝拾毫歩

丑年分

内九反七畝拾九歩

新田十分一二被下

残八町七反八畝拾貳歩

永三貫四百貳拾七文

反三拾九文取

米合貳石八斗三升八合

136 (二六五六) 元禄九年二月 菅沼村仁右衛門金子請取証文

請取申金子之事

一 田壹反式畝歩 代金三両毫分 用次 六郎右衛門作り
右は金高式百拾七両三分之内儘ニ請取、田此書付之通り
返シ申候所実正也、為後日証文如此ニ御座候、以上

元禄九年

菅沼村

チノ二月廿八日

仁右衛門[㊟]

阿多野新田

長右衛門殿

(阿多野 喜多淳隆氏藏)

〔解説〕前掲史料133ならびに134の関連文書である。契約時に、両者間において一〇年以内なら田畑の請戻しは可能とされたが、これは、それが実際に行なわれたことを示している。長右衛門が伊左衛門の息子である仁右衛門から、田一反二畝をさきの売買時の代金と同じ三両一分で請戻している。

137 (二六九六) 元禄九年十二月 阿多野新田市左衛門田畑売渡証文

売渡し申田畑之事

合金六拾両は

小判也

右は祖父市左衛門此阿多野新田取立候ニ付、方々敷口借金仕置指詰り難儀仕候ニ付、依之我等名田前之田下りニ而八反歩、道上大畑ケ六反歩之田畑合共町四反歩、戌ノ暮々有合ニ売渡し申所真正也、御年貢諸役之儀ハ、相役長右衛門と割合不仕候内ハ御公儀様へ上納不仕候故、御年貢并諸役ニハ無構ニ相定申候、其方へ売置候内、長右衛門と割合仕、御年貢御公儀様へ上納仕候ハ、我等方々上納可仕候、如此売渡し申故ハ、御手作被成候共、又ハ何方へ御預ケ可被成候、尤於此田畑は脇々少も構無御座候、何時ニ而も元金六拾両返遣申候ハ、田畑無相違御返シ可被成候、若御国替御代官替り御座候とも互ニ少も違申間敷候、為後日手形仍而如件

阿多野新田

方御望放又々々年季相延シ、如此証文仕進申候、為後日証文仍而如件

元禄拾四年

菅沼村 仁右衛門

巳ノ十月三日

与 四右衛門

善七郎殿

御殿 袋 参

(阿多野 喜多淳隆氏蔵)

〔解説〕 前掲史料133の関連文書である。元禄七年の証文では、一〇年間すなわち元禄十六年(一七〇三)まで田畑の請戻しが可能とされた。その二年前にあたるこの年、約束の期限を宝永三年(一七〇六)まで延長することを取りきめたものである。両家の間に縁組が行なわれたことがその理由であった。

139 (二七〇五) 宝永二年四月 阿多野堰修理入用金につき証文

証文之事

一 去々々年未ノ年大地震故阿多野堰悉致破損候ニ付、此度掘貫堰遂相談相企申候、依之右諸事入用金相互ニ田地

元禄九年子ノ十二月

市左衛門

万 や喜兵衛殿

(阿多野 池谷孔市氏蔵)

〔解説〕 市左衛門家が、所持田畑のうち一町四反歩を万屋喜兵衛に代金六〇両で売渡した証文。この時期、長右衛門家同様市左衛門家でも経営が不振であったことを推測させる。またこれによれば、市左衛門家の年貢負担をめぐり同人と長右衛門との争いが未解決であったこともわかる。

138 (二七〇二) 元禄十四年十月 請戻し期限延長につき証文

相定申証文之事

一 私親伊左衛門・伯父喜兵衛両人才覺ヲ以、其方之田地阿多野新田田畑合六町九反拾毫歩之所、代金貳百拾七両三歩ニ永代ニ買置申候、右之田地巳ノ年々戌ノ暮迄六年之内ニ其方へ請返シ被成度候ハ、元金ニ而無相違田地返進可申候、前方ニも年季拾年之内ニ請させ可申証文仕、進置候得共、此度其方へ縁組仕候ニ付、其

反別ヲ以金子出シ申答ニ御座候、我等所持之田地掛り金無相違相出シ可申候

一 穴掘人足諸色人目之儀は、相方立合帳面認相判致、相究可申候

一 地震以前水掛り米候八町六反拾四歩之田地之儀ハ各別、其外ニ余分之水出来申候は、右此度入用之金高二割付、相互ニ徳用ニ可仕候、其時刻付之外少も違背申間敷候、仍而為後日為取替シ証文如件

宝永貳年

酉ノ四月十一日

喜多善七郎

加判 森郷右衛門

岩田三郎兵衛殿

岩田仁右衛門殿

(阿多野 喜多淳隆氏蔵)

〔解説〕 元禄十六年十一月二十三日未明、南関東一帯を大地震が襲った。小田原藩領の村々は大きな被害をうけた。阿多野新田でも、この大地震によって村内の用水堰がすべて破損してしまった。ここにあげたのは、破損した堰の修復を行な

うにあたり、その費用の分担をめぐってかわされた証文である。地震の翌年の年貢割付状によれば、用水堰の破損によって阿多野新田の大半の田に水がかからなくなり畑方扱いとなっている。

140 (二七三) 正徳三年十一月 阿多野新田年貢割付状

已歲御年貢可納割付之事

駿河国駿東郡

一 高三拾六石八斗四升壹合 阿多野新田

此反別式拾五町八反三畝八歩

此分ヶ

下田拾五町壹反拾四歩 内 壹町五反五畝新田十分一引
壹町九反九畝五歩 田十畝新田十分一引

残分ヶ

式反壹畝九歩

壹斗五升取

此取三斗式升

已昌作仕付

式町九反八畝九歩

三拾文取

此取八百九拾五文

亥年分

畠九^⑤六畝七歩 内 八反六畝九歩 新田十分一引
八反六畝八歩 亥年十分一引

此取なし

丑年分

畠九町七反六畝七歩 内 八反七畝九歩 新田十分一引
四反三畝三歩 亥年十分一引
残四反八畝拾五歩 三拾文取

此取百四拾六文

米合三斗二升

外五升 増上

永合壹貫四拾壹文

外五拾貳文 増上

外

一米六升三合

山役

右如相定上は霜月廿日を切而可致皆済、若其過於無沙
汰は以譴責可申付者也

正徳三年巳十一月五日

伊 半 左^④

名主百姓

(阿多野 喜多淳隆氏藏)

「解説」元禄大地震の四年後、宝永四年十一月二十三日富士山の大噴火がおこった。小山町域の村々はこの大噴火により壊滅的な打撃を受けた(第八章参照)。阿多野新田でも砂がメートル以上積ってしまい、田畑の耕作が不能となった。そのため年貢上納も数年間免除されている。大噴火後、阿多野新田にはじめて年貢がかけられたのは正徳三年であるが、その量はここにみるようにきわめて少なかった。なお差出人の「伊半左」とは、幕府代官伊奈半左衛門のことである。大噴火後、復旧をすすめるために小山町域の村々はすべて幕領に編入されていた。

141 (二七九) 享保十四年二月 阿多野新田長右衛門宛て吉兵衛・源兵衛小作証文

小作証文之事

一 我等共義、貴殿田畑壹年切ニ小作ニ預リ、近村なミ年々毛上ニ而、作徳貴殿へ納候事無紛候、然所ニ小作人共一身致、右田畠代金出シ申候と大キ成偽リ申かけ、

其上御公儀様迄出入ニ仕候得共、右之金子出シ不申事無紛偽リニ御座候ニ付、菅沼村百姓代勘右衛門殿と申仁頼、わび致シ、田畠壹年切近村なミノ作徳ニ而預リ申候、此上何ニ而も貴殿指図少ム違乱申間敷候、為後日仍而如件

享保十四年

小作人 吉 兵 衛^④

酉ノ二月六日

同 源 兵 衛^④
菅沼村百姓代
証人 勘 右 衛 門^④

阿多野新田

地主 長 右 衛 門 殿

(阿多野 喜多淳隆氏藏)

「解説」阿多野新田地主長右衛門の小作人吉兵衛・源兵衛の兩人から長右衛門に出された小作証文である。文面から、小作人たちと長右衛門とが対立し、小作人側が長右衛門を訴えるなどの行動をおこしていたこと、しかし小作人側が劣勢となり結局菅沼村の百姓代を仲介人として長右衛門に詫言を入れたことなどの状況が明らかとなる。兩人は、今後近村並の作徳(小作料)で、なおかつ一年契約であることを認めさせら

れている。

142 享保十九年正月 阿多野新田長右衛門所持田畑小作

預け帳

(表紙)

享保十九年
寅正月十一日

寅年田畑小作預け帳

(横紙)

一畑式反歩 作こなしや共 安右衛門
右は貴殿之畑当年迄ケ年切ニ小作預り申候、作徳之儀は毛上ニ而近村なミニ急度可進候、来年ハ取上ケ、何方へ預ケかへ被成候共、少も違乱申間敷候、為後日仍而如件

享保十九年

寅正月十一日

小作人 安右衛門㊤

阿多野新田

長右衛門殿

預り申候、作徳米之儀は毛上ニ而、近村なミニ急度可進候、来年は貴殿取上、何方へ預ケかへ被成候共、少も違乱申間敷候、為後日仍而如件

享保十九年

寅正月十一日

小作人 伊兵衛㊤

阿多野新田

長右衛門殿

一田三反七畝拾五歩

清右衛門㊤

一畑四反三畝歩

内式反歩

作こなしや

田畑ノ八反拾五歩

右は貴殿田畑当年迄ケ年切、近村なミ之小作ニ而預り申候、作徳之儀は毛上ニ而、近村小作なミニ無滞り急度可進候、来年は何方へ預ケかへ被成候共、少も違乱申間敷候、為後小作証文仍而如件

享保十九年

寅正月十一日

小作人 清右衛門㊤

一田三反八畝歩

惣兵衛

一畑式反歩

同人

一畑式反歩

作こなしや

一四反迄畝廿歩

笹塚ニ而

右は貴殿之田畑当年迄ケ年切ニ、近村なミ之小作ニ預り申候、作徳之儀は毛上ニ而急度無滞り可進候、右之田畑来年は何方江預ケかへ被成候共、少も違乱申間敷候、為後日仍而如件

享保十九年

寅正月十一日

小作人 惣兵衛㊤

阿多野新田

長右衛門殿

一田四畝歩

伊兵衛

一畑式反歩

作こなしや

一畑五反八畝歩

同人

田畑ノ八反式畝歩

右は貴殿之田畑当年迄ケ年切ニ、近村なミ之小作米ニ而

阿多野新田

長右衛門殿

一畑式反歩

作こなしや 甚三郎

一畑式反六畝歩

同人

右は貴殿畑当年迄ケ年切小作ニ預り申候、来年は何方へ取上預替被成候共、少も違乱申間敷候、作徳之儀は毛上ニ而、近村なミニ急度可進候、為後日小作証文仍而如件

享保十九年

寅正月十一日

小作人 甚三郎㊤

阿多野新田

長右衛門殿

一田三反七畝歩

小作人 八右衛門

一田式反歩

同人

一畑式反歩

作こなしや

一畑四反七畝歩

右は貴殿之田畑当年迄ケ年切小作預り申候、作徳之儀は

毛上ニ而、近村之小作なミニ急度可進候、来年は何方へ
取上ケ預替被成候共、少も違乱申間敷候、為後日小作証
文仍而如件

享保十九年

寅正月十一日

小作人 八右衛門^⑨

阿多野新田

長右衛門殿

一 畑^前四畝歩
一 田^前六畝歩
一 畑貳反歩

次兵衛

同人

作こなしや

右は貴殿之田畑当年老ケ年切小作預り申候、作徳之儀は
毛上近村之なミニ毛上ニ而可進候、来年何方預ケ替被成
候共、少も違乱申間敷候、為後日仍而如件

享保十九年

寅正月十一日

小作人 次兵衛^⑨

阿多野新田

長右衛門殿

可被下候、其節一言之義堅申間鋪候

家之義は貴殿之別明キ家被下置、雖有奉存候、是又未
々ニ至候而も、貴殿別家ケ間鋪義堅ク申間鋪候、居屋
敷之儀ハ、田壹反歩・畑壹反歩小作二預ケ被下候上は、
年々毛上ニ而、貴殿御指図次第為度相納可申候、万
一遅々仕候ハ、右之田畑御取揚ケ被成候共、一言之義
堅申間鋪候、為後日小作人証文加判仍而如件

宝暦五年

阿多野新田

亥極月六日

小作人加判 惣兵衛^⑨

同 甚左衛門^⑨

同 五兵衛^⑨

同 与四右衛門^⑨

吉久保村取持 五兵衛^⑨

当人 彦三郎^⑨

同村

地主 長右衛門様

(阿多野 喜多淳隆氏蔵)

〔解説〕 阿多野新田地主長右衛門家に長く奉公していた彦三

(阿多野 喜多淳隆氏蔵)

〔解説〕 長右衛門が所持する田畑を小作に出すにあたり、そ
れぞれの小作人から証文をとり、帳面として作成していたの
である。前掲史料田とあわせ考えれば、この時期小作地をめぐ
って両者の間であれこれ問題が生じていたのであろう。こ
こでは、契約は一年切れであること、小作料は近村なみであ
ることを明記し、小作人に承知させている。

143 宝暦五年十二月 小作百姓取立につき阿多野新田長 右衛門宛て証文

指上ケ申証文之事

一 我等共貴殿様江 永々御奉公仕罷居候処、此度御慈悲
ヲ以、貴殿様小作百姓ニ御取立被成下、千万難有仕合
ニ奉存候、然ル上は御公儀様 御法度ハ不及申二、貴
殿様御差図被成候義、如何様成義ニ御座候共、少も相
背申間鋪候、并ニ村方小作人並合之儀、堅相守り可申
候、万一少も違背仕候ハ、如何様之曲事にも被仰付

郎が小作百姓に取り立てられるに際し、長右衛門に提出した
証文である。取り立てにあたり長右衛門は家と小作地を彦三
郎に分け与えている。主家のなかで働く奉公人と比較し、小
作百姓の場合経営を一応自身の才覚で切り盛りすることがで
きる。彦三郎にとって小作百姓への取り立ては喜ばしいこと
であつたろう。しかし、四年後に作成された宗門五人組帳
(史料14)において、長右衛門家下男としての彼の名を見出せ
る。いったんは小作百姓に取り立てられたものの不肖尾に終
り、再び主家に戻ったのであろうか。

144 宝暦九年二月 阿多野新田宗門五人組帳

(表紙)

宝暦九年 駿東郡
駿東郡御厨阿多野新田宗門五人組帳
卯二月 吉久保村

(裏)

一 彦三 田四石八斗四升毫合

一 名主長右衛門

年貳拾貳

一 同人母

一 長右衛門父

年六拾七

一 同人女房

年五拾七

□ □

一 長右衛門下男彦三郎	年六拾三	一 同人女房	年廿五
一 市左衛門健屋	年五拾七	一 皆右衛門弟平右衛門	年三拾
一 五兵衛女子ひち	年七	一 同人弟重蔵	年廿三
一 長右衛門小作人	年三拾八	一 同断藤蔵	年廿
一 同人母	年五拾八	一 同断繁松	年拾七
一 好右衛門女房	年五拾九	一 皆右衛門妹てこ	年拾七
一 同人下男勘助	年五拾五	此所も同断	年拾七
一 同人下女はる	年六拾三	一 同人女子きく	年拾五
一 同断ろく	年六拾	一 長右衛門小作人	年三拾五
一 長右衛門下女つき	年六拾八	一 吉兵衛小作人	年三拾五
此所可書おとし申候以上		一 同人母	年六拾三
一 長右衛門小作人	年三拾四	一 吉兵衛女房	年三拾五
一 皆右衛門小作人	年六拾五	一 同人弟勘之丞	年三拾
一 同人父	年六拾五	一 吉兵衛妹きわ	年拾八
一 同人母	年五拾五	一 同人女子しも	年拾計
		一 吉兵衛伯父利右衛門	年三拾五
		一 利右衛門母	年六拾五
一 甚三郎父	年七拾五	一 甚三郎女房	年四拾
右四人之者共日蓮宗ニ而拙僧且那ニ紛無御座候			
駿州不二郡北山村本門寺末寺		同国同郡御厨中丸村日蓮宗蓮浄寺	
一 長右衛門小作人	年三拾五	一 庄次郎女房	年三拾五
一 甚右衛門祖母	年七拾八	一 甚右衛門弟幸八	年廿三
一 甚右衛門伯父庄次郎	年四拾八	一 同人女子さつ	年七ッ
一 甚右衛門父	年六拾五	一 庄右衛門女房	年廿六
一 甚右衛門女房	年三拾	一 甚右衛門妹とめ	年拾六
一 甚右衛門伯父庄右衛門	年三拾九	一 同人伯父庄次郎女子	年拾六
右拾式人之者共拙僧且那ニ紛無御座候			
相州鎌倉山之内建長寺末寺		駿州御厨増上寺末寺	
一 百松	年拾六	一 百松祖母	年六拾五
右式人者共神宗ニ而拙僧且那ニ紛無御座候			
駿州御厨深沢村大雲院末寺		同国同郡御厨中丸村日蓮宗蓮浄寺	
惣人数男女御し可被下候、以上			

一 同人女房	年三拾五	一 同人弟甚七	年四拾四
一 高臺右	年三拾五	一 甚七女房	年三拾五
一 小百姓甚左衛門	年四拾九	一 甚左衛門弟半次郎	年廿五
一 甚左衛門父	年六拾五	一 甚左衛門男子松之助	年十四
一 同人母	年六拾五	一 甚左衛門男子十次郎	年拾計
一 同人女房	年三拾五		
右四拾式人之者共日蓮宗ニ而拙僧且那ニ紛無御座候			
駿州岡之宮村光長寺末寺			
同国同郡御厨中丸村日蓮宗蓮浄寺			
一 長右衛門小作人	年五拾四	一 駿州駿東郡御厨中丸村日蓮宗蓮浄寺	
一 定右衛門後家	年五拾四		
右巷人之者武州江戸増上寺末寺			
一 小百姓市左衛門	年三拾五	一 市左衛門母	年六拾五
一 市左衛門弟金左衛門	年廿八		
右三人之者共日蓮宗ニ而拙僧且那ニ紛無御座候			
駿州岡之宮村光長寺末寺		同国同郡御厨中丸村日蓮宗蓮浄寺	
一 長右衛門小作人	年四拾五	一 甚三郎母	年七拾二
一 甚三郎父	年四拾五	一 甚三郎男子権右衛門	年十四

高三拾六石八斗四升毫合不残村持高	
馬三疋	五人組
家数拾壹軒	五人組
甚右衛門	皆右衛門
好右衛門	五兵衛
市左衛門	甚三郎
百松	吉兵衛
甚左衛門	甚左衛門
右之通り宗門五人組相改相違無御座候、以上	
宝曆九年	駿東郡阿多新田
卯二月	名主 長右衛門
	(阿多野 喜多摩隆氏蔵)
「解説」 阿多野新田の宗門人別帳は、各檀那寺ごとに載せられているのが特徴である。家数一軒に対し檀那寺の数が六カ寺と多いのは、ここが新田村落であることによる。すなわちそれぞれの百姓は、開発後近隣村々から阿多野新田に移り住んだものであり、その際檀那寺はこれまでと変わることはなかったであろう。高持の百姓数が少ないのも同様に、阿多野新田の形成のあり方とかかわっている。なお、甚三郎家の男子権右衛門については、最初何らかの事情で記載から洩れており、後で書き加えられたものと判断される。	